

指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて実施する場合の「包括的な委託」について

1 経過・概要

これまでは、介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定により、「介護予防支援」の指定対象は「地域包括支援センター（以下「センター」という。）」に限られていましたが、センターの業務負担軽減を図るために、令和 6 年度の介護保険制度改正により「居宅介護支援事業所（以下「居宅」という。）」も市町村からの指定を受けて「介護予防支援」を実施できるようになりました。

居宅が実施する「介護予防支援」の利用者が、介護予防サービス（予防給付：ヘルパー・デイサービス以外のサービス）を利用しなくなった場合には、センターが実施する介護予防ケアマネジメント（総合事業）の対象者となります。この際に、引き続き居宅が担当をするためには、センターからの委託として契約をし直すことが必要となり、また再度、介護予防支援に戻る際には、再契約が必要となります。

そのため、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを継続して居宅から援助を受けるために事前に手続きをしておくことで、契約や届出等の負担を軽減できることが「包括的な委託」です。

なお「包括的な委託」を実施する際には、あらかじめ運営協議会の意見を聴くこととなっています。

2 今後の方針（案）

現在、当市においては 1 つの居宅が令和 6 年 7 月より「介護予防支援」の指定を受けています。

契約や届出等の負担を軽減できるため、当市においては「包括的な委託」を実施してよいか、ご協議ください。

なお、実施する場合については定期開催される運営協議会にて実施状況を報告します。

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

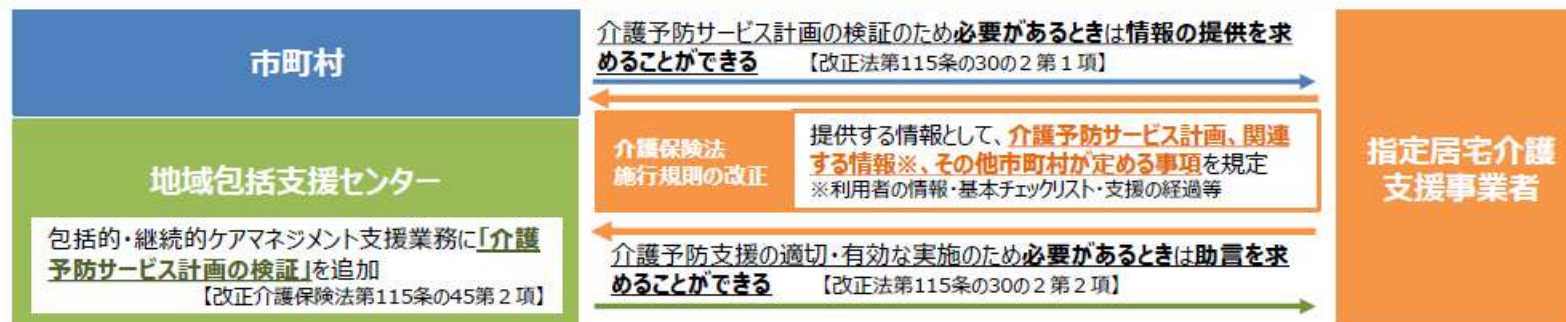
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
		○	○

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要があるが生じる。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）

